

# 政策評価懇談会（第2回）議事録

## 1. 日時

平成15年1月28日（火）13:30～15:30

## 2. 場所

最高検察庁大会議室

## 3. 出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

実 哲也	日本経済新聞社論説委員
立石 信雄	オムロン株式会社社長
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
寺尾 美子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(座長) 藤本 哲也	中央大学法学部教授
山根 香織	主婦連合会会員
六車 明	慶應義塾大学法学部教授

< 省内出席者 >

横田希代子	人事課付
石神 一郎	官房参事官（施設担当）
佐藤 議	訟務調査官
大場亮太郎	司法法制部参事官
泰田 啓太	民事局付
甲斐 行夫	刑事局参事官
重松 弘	矯正局国際企画官
山田 憲児	保護局参事官
釜井 景介	人権擁護局付
江口 隆徳	入国管理局補佐官
北原 一夫	法務総合研究所総務企画部付
川上 露秋	公安調査庁企画調整官

< 事務局 >

倉吉 敬	秘書課長
北村 篤	官房参事官（総合調整担当）
森本 加奈	秘書課付
永井 敏夫	政策評価企画室長

## 4. 議題

- (1) 討議(平成13年度法務省政策評価実施結果及び評価結果の政策の企画立案への反映状況報告書について)
- (2) 討議(平成14年度以降の政策評価の実施について)
- (3) その他

## 5. 事務局で準備した配布資料（抜粋）

資料1 「平成13年度法務省政策評価実施結果及び評価結果の政策の企画立案への反映状況報告書」に対する委員の意見等及びそれに対する各担当局部課のコメント

資料6 法務省事後評価の実施に関する計画の改定について 基本目標・達成目標・

指標（素案）

政策評価実施のフロー図（平成13年度～平成15年度）

## 6. 議 事

### 【討議(平成13年度法務省政策評価実施結果及び評価結果の政策の企画立案への反映状況報告書について)】

藤本座長：本日は、前回に引き続きまして、「平成13年度法務省政策評価実施結果及び評価結果の政策の企画立案への反映状況報告書」について、御意見を伺った後、平成14年度以降の法務省の政策評価の実施について御議論をいただきたいと思っておりますが、その前に、前回会合におきまして御検討をお願いしました事項がありましたので、その結果を御報告願いたいと思います。

一つ目は、報告書14ページの「広報活動の推進」について、「法務省を見学した子供たちから見学後にどのような感想が寄せられているか」という御質問がございましたので、これについて説明していただきたいと思っておりますが、これについては秘書課の方から願います。

森本課付：小中学生などの法務省見学への対応については、秘書課広報室において行っております。見学を受け入れるに当たっては、事前に、見学時に質問したい事項について連絡をいただくようお願いしております。こうすることにより、見学に訪れる団体の法務省に関する理解の程度や興味の対象をなるべく正確に把握し、それに従って、限られた見学時間の中で、最も適当で効率的と思われる方法で説明を行っております。事前に送られた質問事項の内容は多種多様なものがあります。法務省に見学に行くということで、法務省がどのようなことをしているのかといった内容のものが最も多いのですが、それ以外にも、例えば、法律の制定手順とか、刑事司法の流れとか、犯罪動向とか、あるいは、社会的な関心を集めている事柄だとか、様々な質問が寄せられています。具体的には、最終的に法律は誰が決定するのか、薬物中毒の人が犯罪を犯すとどうして刑が軽くなるのか、少年院に収容されている人はどのような生活を送っているのか、また、社会的に注目されていること、例えば、夫婦別姓の法案というものを耳にするのだけれどもどのような内容のものなのかといった質問が寄せられることがあります。そこで、見学者のレベル等に合わせ説明を行い、必要に応じて資料等を配布することとしております。そのような準備をして見学に応じておりますので、感想文の内容も、多くは、「分かりやすい説明で良く理解できました、ありがとうございました。」といったものがほとんどです。感想文については、見学に訪れた小中学生のほぼ全員から送られていますが、内容はこのように簡潔なものが大部分です。それでも、中には、どのような説明を受けて、その結果、どのようなことが分かったのかということを書いているものもありまして、「法務省は法律をつくるところ、法律と裁判だけを仕事としているところだと思っていたけれども、説明を受けて、もっと広範囲な仕事をしていることが分かった。」、「学校で三権分立とか人権週間の行事だとかいろいろ習ってきたけれども、それを実際に見学をして詳しく知ることができて、身近なものとして具体的に理解することができた。」というような感想が寄せられています。

藤本座長：ありがとうございました。それでは、次に、報告書30ページの「登記事務のコンピュータ化」につきまして、「計画目標を数値で示すことができないか」という御質問がありましたが、その検討結果を、民事局から報告願います。

民事局：登記事務のコンピュータ化の件でございますけれども、できる限り数値目標で提示できないのかということで、局内で鋭意検討させていただきましたけれども、やはり、コンピュータ化につきましては、この報告書の前のページにも

載っておりますように、登記所の整理統合の関係などがございまして、非常に流動的なものとなってまいりまして、コンピュータ化の計画を確たるものとしてお示しすることはできないというのが検討結果でございます。したがいまして、指標につきましても、確定的なものをお示しするのは困難という結果となっております。

藤本座長：ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、御質問等があれば、お願いしたいと思います。

よろしいですか。

それでは、「平成13年度法務省政策評価実施結果及び評価結果の政策の企画立案への反映状況報告書」について、本日は、報告書34ページの「被害者等通知制度の適切な運用」以降について、御意見を伺ってまいりたいと思いますが、前回、議論を効率的に進めるために、委員の皆様から事前に御意見を事務局に提出していただくこととしておりましたので、これについて、最初に事務局から説明をお願いします。

北村官房参事官：委員の皆様には、事前に報告書に対する御意見を提出していただきまして、ありがとうございます。事務局では、いただいた御意見につきまして、全般的な御意見を最初にしまして、報告書の記載の順番に御意見を取りまとめるとともに、それぞれの御意見に対する担当部局のコメントを記載したものを作成いたしまして、事前に、委員の皆様にお送りさせていただきました。本日、資料1として席上配布させていただいております資料は、提出いただいた御意見とそれに対する担当部局のコメントなどをまとめたものであります。本日は、この資料1を参照しながら、更に御意見等がございましたら、お伺いしたいと思います。

藤本座長：それでは、今説明いただいた資料1は、皆様、既に御覧になっておられると思いますが、提出していただいた御意見の補足、あるいは法務省の担当部局のコメントに対する御質問・御意見があれば、お伺いしたいと思います。また、併せて、関連する御意見や、あらかじめ提出していないけれどもこういう意見があるというようなこともあろうかと思っておりますので、その点も含めて、御意見をいただきたいと思っております。

幾つかに分けて御意見をいただきたいと思っておりますが、最初は、資料1の1ページから8ページまでの「全般について」から「2.法秩序の維持」までの部分、報告書では34ページから75ページまでの部分について、御意見をいただきたいと思っております。

田辺委員：委員から出された意見というのは、一つは修文という形があるかと思うんですが、意見が出されそれに対し各担当部局から回答したプロセスを載せるということが必要かと思うのですが、資料1は、どういう形で扱うんでしょうか。つまり、平成13年度の政策評価報告書に、委員からの意見を取りまとめたものを記載するのか、それとも、委員からこのような意見が出され、それに対して各担当部局からこのような回答をしたということを議事録に残すにとどめ、報告書には記載しないということもあるかと思うんですけれども。どういう形で対応するのか、その点をお伺いしたいと思います。

北村官房参事官：報告書は、これを取りまとめた段階で、まず、懇談会で御議論いただき、その御意見も報告書の中に取り込んだ形で、公表するのがベストであると考えておりましたが、13年度の政策評価につきましては、政策評価実施初年度ということもあり、いろいろと準備が遅れていたこともございまして、先に公表させていただいた後で懇談会で御意見をいただく形になったところでございます。資料1につきましては、委員の皆様の御意見を事前にお伺いした上でそれに対する各担当部局の回答を取りまとめたものでございますので、懇談会での議論に代わるものと考えておりました。前回、議事録を公表するとされた御決定を踏まえ、議事録と併せまして、懇談会での御議論の内容ということで公表したいと考えております。先ほど申し上げましたように、本来であれば、報告書の中に取り込んで一つの形にした方が適切かと

はと思いますが、13年度分につきましては、このように別々の形になりますが、公表したいと考えております。

田辺委員：二点目は、資料1では、意見を出された委員が特定されていますが、この懇談会で出された意見については、これを懇談会としての意見とするのか、個人レベルの意見とするのか、どのように考えているのですか。

北村官房参事官：この懇談会は、何らかの方針を決定するというものではないところがあり、各分野の有識者の方々の見方からすると、こういう御意見もあるということで、それを評価の一つの材料として各担当部局に御提供いただければいいと考えております。ですから、委員の皆様の別段の御判断があれば別でございまして、今申し上げましたように、各委員の方々の御意見をそのまま発言者の名前を付して公表させていただければいいと事務局としては考えているところでございます。

秘書課長：田辺委員のおっしゃったことは、お出しいただいた個々の御意見を踏まえ、懇談会全体で更に踏み込んだ議論をしたものについては、その結果を懇談会全体の提言みたいにしましょうということになれば、そういう形にしたいということでしょうか。

田辺委員：財務省の場合ですと、一応、懇談会の議長が意見を取りまとめて懇談会全体としての意見とし、それに対して、財務省がコメントを付して、懇談会の方で出された意見として公表しています。発言した委員の名前は公表しません。懇談会としてではなく、委員個人の意見とした方がいいのかもしれないけれども。ただ、個人的には、いくつかサポートしたい御意見もございましたので。

藤本座長：他の委員の方はどうでしょうか。前回の会合については、委員各自の御意見をそのまま反映させた議事録という形で、インターネット上で公表しました。今回は、前回のように報告書に沿って御意見を伺ってまいりますとかなり時間がかかるということで、事前に御意見をいただいて、それを基にして議事を進めているわけです。そうすると、前回との継続性という意味からは、この事前にまとめたものもこの懇談会での意見という形にして継続性を持たせ、前回議論していただいたのは「2.法秩序の維持」の「(3)商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」までですが、そこで出された意見とあらかじめ御提出いただいた意見、そして、今回の会議で出された意見と併せて、議事録に収録して公表するという方がいいような気もするんですけども、その辺りどうでしょう。整合性ということだけなんですけれどもね。前回発表したものと今回発表したものは形式が違うということになりますと、ちょっとおかしくないですか。

北村官房参事官：前は、議事録だけの公表ということで、各委員の意見をそのまま公表する形にしましたし、座長がおっしゃったような形でいいのかなと、事務局としては考えているところでございますが、まとめた方がいいところもあるのかもしれないし、この点、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

藤本座長：どうでしょう、その辺りは。

実委員：個別にこういう意見があったというのをそれぞれ並べるとともにですね、このテーマのこの御意見について特に全くそのとおりだということがあった場合には、懇談会の意見としてもいいのではないかと思います。ただ、出された意見一つ一つについて、懇談会意見として取り上げるべきか議論しても仕方がないので、資料1を踏まえた自由討論の中で、これについてはちょっと突っ込んで議論するというふうにはやっていけばいいのではないのでしょうか。

山根委員：資料1は、有識者からの意見として取りまとめられたものだと思うのですが、私は、素人ですし特別な知識はございませんので、知らない者の強みというか思いついたままいろいろ書かせていただきましたので、他の委員の方から意見が出るとか、サポートがあるとありがたいと思います。

藤本座長：議事の進行として、今、資料1の「法秩序の維持」までの部分について御意見を伺っているのですけれども、この事前に御提出いただきました意見をこの

会議の場で御発言いただいたことにし、例えば、実委員から、全般の意見として実績評価についてのコスト・ベネフィットが重要ではないかという御意見はこの会議でおっしゃっていただいたことにして、これに対して各担当部局が回答した形になっていますから、これについて更に何か意見があるか一つ一つ聞いていった方がいいでしょうか。

実委員：それはどうなんでしょう。一つ一つやっていくとまた・・・。

藤本座長：また時間がかかるでしょう。

実委員：出された意見に対してそれぞれ回答があって、それについて、返すものがあるればそれはいいでしょうし、あるいは他の方の意見について補足というか、サポートする、コメントすることがあればおっしゃっていただければいいと思います。一つ一つやっていくと、時間がかかりますから。

藤本座長：その方がいいですね。それでは、元に戻りまして、資料1の1ページから8ページまで、報告書でいいますと34ページから75ページのところまでで、資料1にはないけれどもこういう意見を言いたいとか、この意見をサポートしたいとか、この点はこうした方がいいのではないかとか、いろいろな意見があると思いますから、その辺りのことを伺いたいと思います。

まず、2ページまでの「全般について」御意見ございますか。「2.法秩序の維持」のところ、4ページから「更生保護活動の推進」となっていますが、その辺りのところはどうでしょうか。8ページの真ん中辺りまでどうでしょうか。なければ、この部分は、資料1の原案のままでいいですね。報告書の方で34ページから75ページまでで、あらかじめ意見は提出していないけれども、今回の会議ではこういうことを質問したいとか、こんな意見があるとかございますか。

それでは、なさそうですので、次に入りますが、資料1の8ページから11ページまでの「3.国民の権利擁護」と「4.国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」の部分、報告書の方では76ページから102ページまでの部分について、御意見ございますでしょうか。それでは、御意見がなければ、この資料の8ページから11ページまでの御意見がこの会議で出されたということにしたいと思いますが、よろしいですか。追加意見もございませんね。それでは、そのようさせていただきます。

次に、最後の部分になりますが、「5.出入国の公正な管理」と「6.その他」の部分、報告書では103ページ以降の部分になりますが、御意見等ございますか。

田辺委員：報告書103ページのところ、13年度中は指標が実施状況となっていて、来年度以降は、指標等に関して検討しているということをお書きになっていますが、検討の結果どういう形になっているんでしょう。初年度と来年度以降では評価の考え方もちょっと違うところもあると思うのですが。

北村官房参事官：14年度以降、指標をどうするかということについては、資料6を御用意させていただいておりますが、それについては、後に御議論をお願いできればと思っております。

藤本座長：それでは、この問題はそちらの方で扱うことにしまして、ほかに何かございますでしょうか。

田辺委員：外国人対策等、入管の政策・施策については、その内容を国民に明らかにすることが大切であり、その方向で評価していった方がいいと思います。そのためには、評価に数値を入れ込んだ方がいいと個人的には思いますので、ここはやはり工夫するべきであると思います。

藤本座長：資料1の「5.出入国の公正な管理」の(1)、(2)は賛成で追加意見があったということで、ほかに何かございますか。よろしいですか。どうもありがとうございます。

これで、平成13年度の政策評価の実施結果及び反映状況の報告書について

は、ひととおり、御意見を伺ったことになりませうけれども、なお、どのような点でも結構ですが、何か、この報告書について御意見ございましたら、お願いしたいと思います。

寺尾委員：報告書を見ていてよく分からないことがございます。どういうことかと申しますと、そもそもの報告書の捉え方と言うんでしょうか、1, 2, 3, 4, 5, 6と分野ごとに並べておられるわけですが、例えば、「3. 国民の権利擁護」の部分を見ますと、「外国法事務弁護士の在り方についての検討」、「債権管理回収業の監督」、「登記所の整理統合」うんぬんとあって、その後に入権が来るわけですね。これは、どういう順番で並んでいるのかなと思ひまして。どうしてこの順番になっているのか分からないわけですよ。法務省の組織の活動内容についてはよく分からないのですが、「国民の権利擁護」のために一番大事なものは、という順番で並んでいるわけではなさそうだし、性質の違う施策が二つ、三つグルーピングされて並んでいるだけなのかなと。こういうところがほかのところでも見られまして。これは、法務省の政策の打ち出し方というか方針ということと関係してくるわけですね。そうすると、やはり、自ずと施策の軽重というのが出てくると思うのですが、それが必ずしも、この報告書を見ていると伺えないんですけれども。施策の並べ方というのはどのようにしてなさってらっしゃるのかな。これはこの懇談会のマターではないのかも知れないんですけれども、気になったんですね。私たちがすることは、既にこの報告書の中に書かれていることについて、これはどういうことなのかと聞くことなのか。もうちょっと大局的なところから評価をするというように理解しておりまして、そうすると、そこが気になりました。

藤本座長：これは、事務局から説明していただけますか。

北村官房参事官：まず、法務省の業務を「基本法制の維持及び整備」、「法秩序の維持」などと大きく分け、各分野の中での記載の順序は、その施策を担当している部局の建制順になっております。

秘書課長：建制順というのは、役人用語でして、これは、局に序列があるわけではなくて、どの順番で並べるのかというのがいろいろございますので、一応の順番を決めているわけです。法務省設置法の中で、どういう仕事があるか、どういう局があるか、組織を並べておりますが、その順番なのです。私、その建制順に並べることについて、これまで全然疑問を持っていなかったのですが、今、委員の御意見を伺って、法務省の組織の問題点を突かれたなということに非常に思ったのです。実委員の御意見の中にも、政策の優先順序を考えるべきであるとか、コスト・ベネフィットの面から考察すべきであるなどございましたけれども、法務省は縦割り組織なのです。人権擁護局が人権擁護の仕事が大事だと言え、入管局だって大事だと言うわけです。そこで、どっちが大事だという形で順番をつけてるのかと言われるとですね、各局言い分が出てきて収まらない、こういうことが特に法務省にはあります。そこは、私自身も、官房の課長をやるようになってから強く感じております。この懇談会の御議論の中で、個々の政策について評価するということから始まって、法務省としてはこれからこういうところをやるべきだろうという御意見も出るんだろうと思ひますが、そうしたら、報告書の記載もその順序でということは当然出てくるだろうと思ひます。事務方として申し上げたいことは申し上げますけれども、そういう問題点について、非常に新鮮に、貴重な御意見だなと感じました。具体的にやろうとすると難しい面もあるのですけれども。

寺尾委員：この週末、三重県のシンポジウムに行ってきました。三重県は、政策評価を初めて自分たちで考えてやったところだということで、始められた御本人からシンポジウムでいろいろ報告があったのですが、その方がおっしゃっておられたのは、今の日本では政策評価は間違っ理解されていると。少なくとも、三重県で政策評価を始めた意味は、機構改革とセットだったというんですね。で

すから、自分たちが何をどうしたらいいのか考える媒体としてそれを使ったんだということで、政策評価自体に目的があるのではなくて、自分たちが何をすべきかということをも自分たちで考えるために政策評価があったんだというお話だったんです。それをいきなり法務省でなさった方がいいと申し上げるわけではないのですけれども、こういうふうに出るものと、法務省の内部の論理を分かっている人が見るのではなくて、一般の国民が見るわけですよ。どうしてこのようになっているのかというふうに思うわけですので、組織それぞれのディヴィジョンがあってそれぞれ有機的に動かれているというのは必要なことですし、それは理解できるんですけれども、多分こういうものを作るときに心がけとしては、例えば、人権擁護に関係あることは、人権擁護局だけではなくて、他の部局でもやっているようなことはあるわけですよ。そういう観点から、各組織の取組を横串を通して評価することはできるわけですよ。別に組織をスクラップ・アンド・ビルドしろと言っているわけではなく、書けばいいわけですから。現状の組織を変えることなく、報告書は、別の観点から横断的な書き方ができるのではないかと思うんです。むしろ、そういうことをしようとするのが、新たな発見なり、反省なり、創造なりにつながるのではないかという気がしますので、すぐというのは無理かもしれませんが、ちょっとお考えいただけたらと思います。

藤本座長：今の寺尾委員の御意見ですが、事前の事務局との打合せで私の方から同じ疑問を提示しました。次回の会議のテーマになるので控えておりましたが、事務局に説明していただければ分かると思います。ここにカラーの資料を用意しておりますので、これを説明していただければ分かると思うのですが、我々は、今、平成13年度の政策評価をやっているわけです。ここでは既にできあがっている報告書を検討していただいているのですが、これから、今のような寺尾委員の意見を参考にしながら、平成14年度の政策評価の計画の段階で、見直しをして、内容をチェックし、いらないものはとり、入れるものは入れるという作業をやっていくのが、これからの政策評価懇談会の課題なのです。それを、結果的には15年度の政策評価につなげていって、これで基礎づくりをして、以降の政策評価の方針とするのだと、この前の打合せでやっと分かりました。そのときの私の質問からこのカラーのような資料ができたわけです。それでは、このような御意見を伺ったことですので、次の議題である、平成14年度以降の法務省の政策評価の目標や指標の適否などの評価手法についての討議に入りたいと思います。まず、北村官房参事官から説明していただけますか。

北村官房参事官：今座長に御説明いただいたところですが、分かりにくいところがあるのかなと思ひまして、この図を用意させていただきました。この図にあるように、13年度、14年度、15年度の政策評価は、並行的に動いています。13年度の政策評価は、今回までに御議論いただきました冊子になっている報告書として、成果ができています。これにつきましては、本日も参考資料としてお配りさせていただいております実施要領等に基づいてやってきたところでございます。次は、平成14年度の政策評価ですが、これに関しましては、資料4としてお配りしている「法務省政策評価に関する基本計画」があります。これは、平成14年度、15年度、16年度の3年度の政策評価の計画を定めたものでございます。もうひとつ、資料5としてお配りしています「法務省事後評価の実施に関する計画」がありますが、これは、平成14年度の一年度分の政策評価の実施につきまして、何を政策評価の対象にするのか、基本目標、達成目標、指標を何にするのかにつきまして定めているものでございます。平成14年度の政策評価は、これらの資料4の「基本計画」、資料5の「実施計画」に基づいて実施しているところでございまして、これを、来年度の6月ごろに、今回の冊子と同様に、実施結果の報告書という形で取りまとめることとなりますが、平成13年度の報告書を御覧いただいて頂戴した御意

見を踏まえまして、この「基本計画」、「実施計画」、具体的には、達成目標をどうするだとか、指標はこれでいいのかというようなことで、改定をし、それに基づいて、14年度の報告書をよりよい形で取りまとめたいと考えております。さらに、平成15年度の政策評価につきましては、それを実施するために、本年度中に、資料5に相当する平成15年度分の「実施計画」を定めまして、それに基づいて来年度から政策評価を実施していくこととなりますが、これにつきましては、基本的には、平成14年度の政策評価を行うに当たっての基本目標や達成目標、指標を踏襲することとなります。このように、委員の皆様の御意見を踏まえて、基本目標や達成目標を定めて、平成14年度以降の政策評価を実施していきたいと考えているところであります。そのため、資料6を御用意させていただきましたが、これは、資料5の平成14年度の政策評価の「実施計画」における基本目標、達成目標、指標について、現在考えているところをとりまとめたものであります。この資料6の左側の「現行」と書いてある部分は、資料5の実施計画に定めている達成目標や指標をそのまま書いたものであります。平成13年度の政策評価の実施結果を取りまとめる作業をやっている中で、こちらとしましても、あらかじめ定めていたものの中で適切でないと考えたものがありましたので、今後、14年度の政策評価の取りまとめ、それから、15年度の政策評価を実施するに当たっては、右側の「改定」と書いた部分による手法で進めた方がいいのではないかと考えているところであります。この資料に基づきまして、14年度の政策評価の実施結果の報告書を取りまとめる、それから、15年度の政策評価を実施するに当たってどうしたらいいかということにつきまして、御意見を伺わせていただき、今後の政策評価の質を高めたいと考えております。もう1点、御意見を伺わせていただきたい点があります。それは、何を政策評価の対象にするのかということで、こういう政策・施策についても政策評価の対象にした方がいいのではないかとというような御意見もあろうかと思えますし、逆に、ここについては評価の対象とすべきではないのではないかと御意見もあろうかと思えます。何を政策評価の対象にするかという政策評価の範囲につきましては、平成14年度については、既に政策評価を行っているところでございますので、変えるということは基本的に考えておりませんが、来年度の政策評価につきましては、目標、指標等だけではなく、そもそも何を政策評価の対象にした方がいいというようなことについても、御意見があれば、併せてお願いしたいと考えております。以上です。

藤本座長：結構難しい説明ですけれども、13年度の政策評価は既に実施して終わっていますが、14年度以降については、実施計画全体の見直しとか中身について問題があるでしょうから、このことを我々の懇談会で評価して見直そうということですので。そういうことで、この実施計画の改定を行うための御意見を伺いたいのですが、その前に、まず、全般的な目次の部分をどうするかということが寺尾委員の御提案ですから、これは、これからの法務省の施策の優先順位にもつながることですから、改定の議論に入る前の御意見として、寺尾委員の御質問にお答えいただきたいと思えます。今の秘書課長のお話ですと、一応建制順に並べられているということですが。そこで、その中でも、寺尾委員がおっしゃっている「3.国民の権利擁護」が例として分かりやすいでしょうから、取り上げてみますと、必ずしも重要な順に並んでいるとは思えないようですね。しかしながら、このように並べた理由には何らかの基準があるのですか。どういう目安でこれを並べたのですか。こういう質問なんですが、何か基準があるのでしょうか。

秘書課長：なかなか難しいです。何が重要かというのは、非常に主観的なものが入りますので。ただ、総論的なものから各論的なものに並べるとか、そういう工夫はできるかなという感じがしたわけですけれども。

北村官房参事官：国民の方が見ていただくものとしては、寺尾委員が言われたような疑問が出ると思えますので、並べ替えができるかどうかはなお検討させていただきますが、少な

くとも、どうしてこのような順番になっているのかが分かるような説明はすべきと思っています。

藤本座長：寺尾委員からは、何でこのような順番になっているのかということですが、国民の皆様には知らせる前に、我々委員に、まず何でこのようになっているのかを説明して下さい。

北村官房参事官：単に、法務省設置法に規定している法務省の任務の順番ということです。

藤本座長：では、「3. 国民の権利擁護」の中の施策の順番についてはどうですか。

北村官房参事官：それは、法務省設置法に規定している法務省の所掌事務の順番になっています。

藤本座長：そういう整合性はあるわけですね。

政策評価企画室長：1から6の六つの分野については、法務省設置法に規定していません任務の順番に対応しており、その任務の中に所掌事務がございまして、同じく法務省設置法に規定していません所掌事務の順番が各分野ごとの施策の順番に対応しております。

秘書課長：あえて言えば、法律に書いてある順番どおりということになります。

藤本座長：どうでしょう、寺尾委員、その辺りの説明を受けて何か御意見がありますか。

寺尾委員：そうしますと、先ほどなかなか順番をつけにくいのでそういうふうになっているとおっしゃったようにも受け取れたのですが、必ずしもそうではなくて、先ほどの建制順というのは。

秘書課長：建制順というのは、要するに、法務省設置法に組織順に書いてありますが、その順番のことなんです。

寺尾委員：そうすると、法務省設置法の順番が、法務省の仕事の重要度の順番だということに立法者が考えていたと解釈するかどうかかなんですね。

秘書課長：いえいえ、そういうことは言えないと思います。およそ、物事の重要度というのは時代が変わればいくらでも変わるんです。だけど、その度に重要度の順に法律を変えることは考えられません。それは、そう決まってるだけなんです。何が重要かというのは、さっきも言いましたように、人によって見方が違うと。ですから、法務省のことを説明する資料は建制順になっていることが多いということなんです。

寺尾委員：そういうふうな時代によっても変わり得ることについては、おそらく、異論はないのかと思いますが、そうであれば、先ほど説明なさるとおっしゃっていましたが、説明するとき、法律にこう書いてある順番でやっていますという、あまりいい説明ではないですね。これから大改定をなさるのは大変だと思いますし、だんだんよくなればよろしいので。私は、すぐに変えるという趣旨ではないのですけれども、やはり、こういうふうな外部に向けて出すものというのは、外部の目から見ると自然に受け入れられないとどうしてというところから始まってしまいますので、法務省の活動を国民にきちんと理解してもらい評価してもらうためには、どういうものが国民にアピールするものであり訴えかけるものかという視点から、少し並べ方をお考えになられた方が法務省のためにもよろしいことだと思いますし、そうすることが法務省の中の仕事のなされ方を良い方向で変えていくような要素にもなると思うんですね。こういうものは、やはり、法務省というのは、こういう役所で、こういうことを目的としてやっており、実際にこういうことをやりましたと、具体的な事業名を出して、それについて個別に評価するという方がずっとアピールするにはいいと思います。

藤本座長：ほかの委員の方、何かございますか。寺尾委員のおっしゃられたとおり、国民に対するアカウンタビリティの徹底という点からは、報告書の見せ方を分かりやすいものにすべきだというのはよく分かります。そういう意味で、建設的に、これから14年、15年と実施していく上で、何かいい方策がないか考えていきたいと思っています。あればいいんですが、なければ、この懇談会で考えていけばいい問題だと思います。そのほかに何か意見がございますか。一般的なこ

とについて、あるいは、13年度の報告書を見る限りにおいておかしいところがあるとか、ほかに意見はございませんか。

六車委員：どこかに書いてあるのかもしれませんが、事業評価と実績評価の順番については、何で決まっているのでしょうか。

北村官房参事官：政策評価の手法といたしましては、事業評価、実績評価、総合評価があり、特段順番があるわけではないと思いますが、政策評価に関する文書等では、事業評価、実績評価、総合評価の順に記載されていることがあります。

六車委員：ごく一般的に見てですね、3ページ目から別添資料というのがあって、折り込みが大量にありまして、その先に中心的な話が出てくるような感じがしていて、別添というのは少なくとも表紙に近いところにはないのかなと思います。これは、実際読みにくいといえますか。

秘書課長：それは、事業評価を先に挙げているからなんですよ。事業評価は、別添資料が多いから。

北村官房参事官：事業評価というのは、基本的に、政策を実施する前からの評価であり、実績評価というのは、政策を実施した後に実績を評価するもので、本来的には、実施時期がずれていいものなのです。本年度は、昨年8月ころに全部まとめて取りまとめ作業を行い、一つの報告書にまとめたという経緯がございますが、今年度は、事業評価と実績評価を別の冊子にするということも、とりまとめの時期によりましては可能なことで、必ずしも一冊にまとめなければならないというものでもありません。

藤本座長：そうすると、今の六車委員の意見に対する考えとしては、事業評価を一冊、実績評価を一冊、総合評価を一冊、合計三分冊にして、公表時期もずらしていくということですか。

六車委員：今ので分かりました。

藤本座長：次年度から、報告書の記載の方法、方式を考えるとというのがひとつの御意見ですね。ほかに何かございますか。13年度はこのままでよろしいでしょうか。それでは13年度の報告書については一応了承されたものとして取り扱わせていただいて、14年度以降は形式を考えて欲しいと思います。分冊方式等が考えられれば考えていただいて、懇談会に出していただき、ここで了承が得られればいいわけですよ。それから、並び順序として、法務省設置法に基づいているとしても分かりにくいということですが。この点、工夫はできますでしょうか。

北村官房参事官：寺尾委員がひっかかれたのは、「国民の権利擁護」のところ、「権利擁護」というとまず人権とはということになるのではないかと思います。それは、ここで「国民の権利擁護」といっているところの中身の説明がないからではないでしょうか。要するに、弁護士に依頼して権利関係を実現していくということも含めて「権利擁護」という言葉を使っておりますので、外国法事務弁護士に依頼をしてやるとか、そっちが先にきてしまっているところがあります。ですから、法務省の任務としての「国民の権利擁護」とはどういうことだという説明を一つ入れるということは考えられると思います。

寺尾委員：そうなんです、私も、権利擁護に外国法事務弁護士うんぬんというのが入ってもおかしいと思わなかったんです。ただ、それが一番初めになぜくるのかということが分からなかったということです。

秘書課長：それは、私もよく分かります。しかし、私も、この報告書を見てそんなに疑問を持たなかった。委員の御指摘は非常に貴重な御指摘だと思いますので、全部が全部一定の動きに従って並べ替えるというのは不可能だと思いますが、大枠でこちら辺は異論がないという形で並べるとすることはできると思います。大きな柱自体の並べ方を変えとなると、いろいろ難しいかなという気もいたしますけれども、考えてみたいと思いますし、来年度以降の課題として検討したいと思います。

藤本座長：例えばですが、実績評価の1の部分「基本法制の維持及び整備」で、平成1

3年度の報告書は、「広報活動の推進」、「司法試験に関する広報活動の推進」、「司法制度改革の推進」となっているけれども、平成14年度は、「司法制度改革の推進」を一番上に持ってきて、次は「司法試験に関する広報活動の推進」で、最後は「広報活動の推進」という並べ方に我々懇談会が変えたということになれば、それはそれでよろしいのですか。

秘書課長：今日のところは、並べ方について、あまり形式にとらわれずに、もうちょっと実質的な目であるいは総合的な目で見えていく方がいいのではないかという御提言があったと、それは事務方としても承ったという方向でいかがでしょうか。

藤本座長：それではそれでいかがですか。現段階はそこまでとしまして、事務局も大丈夫ですね。

北村官房参事官：次回までに並べ方も含めまして考えさせていただきます。

藤本座長：分かりました。ほかに何か意見ございますでしょうか。

六車委員：報告書の目次ですが、「法秩序の維持」というのが全体の2番目にきていて、その「法秩序の維持」の一番最初が「登記所の整理統合」というのは、やっぱり根本的におかしいのではないかと。さっきの法務省の見学の人に対しても、この枠を超えないで説明していたとすれば、それはやっぱりよく伝わってないのでないかと思います。こういう枠というものを越えた本当に大事なところをメリハリをつけて説明して分かっていただくという、いろいろなところにつながるある意味で根本的な大事な話をするべきではないかと思うんですが。

藤本座長：六車委員の御意見も踏まえて、項目の並べ方を、是非、事務局で検討していただいて、我々委員が納得できるようにして、14年度以降の報告書を作っていただくことをお願いしたいと思います。

#### 【討議(平成14年度以降の政策評価の実施について)】

藤本座長：それでは、資料6になりますけれども、平成14年度以降の法務省の政策評価の目標や指標の適否などの評価手法についての具体的な討議に入りたいと思います。来年度以降、政策評価の対象とすべき政策の範囲については、後ほど御意見を伺うこととしまして、まず、本年度の政策評価は、資料6に記載されている施策を対象とし、この資料の「改定(案)」の欄に記載されているものを目標・指標として実施するということですが、目標や指標の適否などについて、この資料に基づいて全般的な御意見を伺いたいと思います。平成13年度の「現行」を踏まえながら、右の方に赤字で「改定(案)」がありますので、こちらのほうの赤字の「改定(案)」について、皆さん、何か御意見がございますでしょうか。1ページから6ページまでございますね。初めに1の(1)に「広報活動の推進」がございますけれども、「広報活動の推進」の左側に基本目標・達成目標・指標とあり、右側に改定の内容が示されています。(1)の「広報活動の推進」について、何か御意見ございますか。

田辺委員：広報活動というとPRだと思いますけど、ここでいう達成目標の1, 2, 3で掲げられているメディア媒体というのは、ホームページとイベントと見学ですね。よくよく考えてみると、法務省がPR媒体として使っている主要なものは本当にこれなのかという感じがします。例えばパンフレットなどというものはどこでやっているのかというふうに感じますし、パンフレットに結構重きを置いているのではないかと思うんですけれども、こういう点についてはいかがお考えでしょうか。

藤本座長：事務局、お願いします。

北村官房参事官：法務省のパンフレットについては、見学の際にこれを利用して説明をさせていただいています。

寺尾委員：登記所などいろんな法務省所管の機関を一般の人が利用しに行くときに、こういう仕組みになっていて、このように利用するんですよというような説明も、

やはりパンフレットでしているのだと思うんです。そのようなものも含めて考えたときにどうかというのが田辺委員の御意見だったのではないかなと思うんですが。例えば、家裁であれば、家裁というのはこういうところで、調停というのはこういう制度ですよという説明がパンフレットとして家裁で用意されていると思うんですけれど、そういうものが本当に使いやすいものになっているのか、あるいは、もう少し改善の余地があるかということだと思っただけなんですけれども。

藤本座長：それは、各局で作っているものがあると思います。例えば、矯正局は矯正局でやっていますし、各刑務所は刑務所独自でやっています。保護局は、社会を明るくする運動など、たくさんのパンフレットがあります。矯正局の方から、どういうパンフレットをどういうふうに作っていらっしゃるか説明をお願いします。

矯正局：矯正局では、本省で作っている資料が多々あります。それから、先ほど藤本座長がおっしゃいましたように、それぞれの施設の種類、刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所がありますが、それぞれの施設ごとに、その施設の実態や特色に応じて個別に資料を作っているところでございます。

藤本座長：保護局はどうですか。

保護局：パンフレットについては、保護司とか更生保護施設とか更生保護婦人会のようなボランティアの活動を紹介するような、あるいは、ボランティア団体に参加するためにはどういう手続が必要なのかというようなパンフレットを作っております。

藤本座長：そうしますと、今、二つの局からの答えがありましたけれども、田辺委員がおっしゃっているように、「広報活動の推進」にそういうものが含まれていないとなりますと、基本目標では、ホームページと見学実施等、限定された形で広報活動が行われているように書かれていますけれども、これについては、事務局はどのように考えていますか。

北村官房参事官：基本的に、ここでは、秘書課の広報室の業務の評価を行っておりますので、こういう形になっております。

寺尾委員：まさに、パンフレットというのは、自分自身の問題を抱えて少年院に入った少年や御家族に対し、この施設はこうなっています、こういう制度になっていますと知らせるものとして渡されると思うのですが、やはり、その部局の顔になるものであって、国民はパンフレットを見てここはこういうところだという印象を受けるものなので、単に何が書いてあるかだけではなくて、絵も含めて、それがどういうふうで紹介されているか。それが旧態依然とした今の時代にあっていないものだと、見る人が疎外感を持つということもござります。その辺も含めて、各部局が作成しているパンフレットを横断的に見てみると、違いもあったりして面白いかもしれません。最近の若い人たちの感覚というのは、世の中が急速に変わっていますので、20年、30年と年の差がありますと感覚も相当違いますので、そういう変化に対応するような形でパンフレットが作られているかという視点は重要だと思います。

藤本座長：パンフレット以外では何か御指摘はございますか。

六車委員：広報ビデオは作っておられますか。

藤本座長：以前に、各刑務所でビデオを作っていました、良いものがあるのに、いつのまにかなくなってしまうので、どこかで一括保存してはどうかという意見を10年くらい前に出したことがあるのですが、矯正局では、今、各施設の紹介ビデオを保存しているんですか。

矯正局：現在、保存しておりません。

藤本座長：一部は府中の矯正研修所で保存しているんですが、全国レベルではやっていないんですね。府中刑務所や千葉刑務所など昔の施設の記録ビデオとして、資料的価値が高いものがあるのに保存していないんですね。矯正の場合、施設を

訪問すると、参観者にまずビデオを見せて、その後で施設を案内することになっていますので、各施設、それぞれビデオを持っていると思いますが、この保管状況にも問題があるのではないかと思います。また、保護局では、毎年ビデオを作って、全国に配って一般公開しています。社会を明るくする運動では広報活動に使っていますよね。我々もそれを借りてきて大学生に見せています。そういう意味では、更生保護の分野ではかなり大々的に広報活動を行っていると思いますのに、それらは政策評価の対象としている広報活動の中には入っていないんですね。

六車委員：私もそういうことを申し上げたかったのです。今、高校とか中学とかで、総合学習の時間で、いろいろと少年院とか保護司に関して学習する時間があって、そういう教材の需要はあり、そこできちんとした法務省のイメージを持ってもらえるかどうかというのは、後々のことを考えると非常に大切だと思うんですけども、縦割りではちょっときかないことではないのでしょうか。

藤本座長：保護局のビデオに残部があれば、委員の皆さんにお配りしてはどうでしょうか。上映時間は30分くらいですかね。

保護局：大仁田厚さんが出演している社会を明るくする運動用のビデオ（「オヤジのひとこと」）は30分くらいです。

藤本座長：大学の授業でも、ビデオを見せた後に更生保護について説明しますと、非常にわかりやすいんです。そういう意味では非常に役に立つものなのですね。

秘書課長：ビデオと言われても、皆さん、いろんなイメージを持っておられると思います。法務省の組織というのは、いろいろな仕事をしておりまして、基本的にはそれぞれが受け身の仕事をしているんです。逮捕された人が来たら、検察が仕事をしなければならぬし、不法入国者が増えればそれに対応しなければならぬ。登記の事件が増えれば、登記所の仕事をしなければならぬ。みんな受け身の仕事をしておりまして、それでやっているというわけです。ビデオにしましても、例えば、入管や法務局などでは、初めて来たお客様が待っているときにその手続の概要をお知らせするためのビデオ、先ほど座長が言っておられた矯正のビデオのように、もっと広く、外から見学に来られた方にお見せするビデオ、保護がやっているような、広く保護活動を知ってもらおうと、社会を明るくする運動という形で宣伝をしていくためのビデオと、いろんなものがありまして、それを皆さんいろんなイメージを描きながら話しておられると思うんですが、そこは非常に多様なものがあるというわけで、そういったところをどういうふうに個別に評価していくかというのは非常に難しい問題です。その中でどういうことに力点をおいていくのかとかいろいろあるでしょうし、あるいは、今、秘書課がやっている、法務省全体の仕事を簡単にパンフレットにまとめて小学生などに教えるということ、六車委員がおっしゃっていたような、もっと外に出て学校教育に持ち込めるようなものを作ってはどうかということとか、それぞれ視点が違うと思うんですね。だから、そこは確かに考えないといけないと思いますが、ある局面だけでとらえていると全体像がつかみにくくなってしまって非常に難しいなと思いました。

藤本座長：皆さんに共通している御意見は、「広報活動の推進」のところでは、基本目標と達成目標に、どうも限定的なものしかあがっていないのではないかと、例えば、パンフレットとかビデオというものも十分法務省の広報活動として有力な武器なんだから、それを政策評価の中に取り入れてみてはどうだろうと、そういう御意見だと思ってしまうんですが、それを、事務局側として、改定案の中に取り入れて、新しくひとつの柱を立てることができるのかということが問題なんですよ。

14年度はすでにスタートしているので仕方ありませんが、15年度以降、こういうものを対象に入れられるかどうかという問題が出てくるので、そのあたりの御意見をお伺いしているわけですよ。

寺尾委員：更に付け加えさせていただくと、「広報活動の推進」と項目をあげていて、

これだけしか書いていないと、法務省はこれだけを広報活動と考えているのかと外から見られてしまうということになると思います。いろいろ大変だとは思いますが、ある程度なさることは必要であると思います。今の時代、広報活動はとても大事だと思いますので、そういうふうに使われてしまうことは望ましくないことではないかと思えます。

秘書課長：おっしゃることはよく分かりますが、個別のビデオの出来に関する、例えば、登記手続を説明するためにもっと分かりやすいことができるのではないかとか、そういう微細な評価をするのか、それとも、法務省が広報しているためにアクセス件数が増えてきたというのは、全体の評価のひとつとして非常に分かりやすいというものがありますが、そういったものが一つの評価書の中に雑多に書き込まれるのがいいのかどうかとか、ビデオの出来を誰がどのように評価するかとか、各論に入るとなかなか難しいかなと思うんですね。例えば、パンフレットの種類が増えたと言ってそれを評価するのかとか、いろんな視点があると思うので、具体的にどうやるかというのは答えにくいところですよ。

寺尾委員：ただ、どういうものがあるのかということを一度調べられて、広報媒体の数だけあげるのもよいと思いますし、さらにそれが改善の余地があるということになったときには、利用者である法務省以外の第三者の意見を反映する何らかの機会を設けるといふことにすれば、それで随分変わってくると思うんですね。そうすると、そういうことをしているということになって、更に評価があがると思うんですね。

藤本座長：たしかにそれは難しいところで、秘書課長がおっしゃったことはよく分かりますし、定性的な評価は難しいと思いますが、今、寺尾委員がおっしゃったような定量的な評価ということはできますよね。例えば、保護局はこれだけのパンフレット、ビデオを出して、矯正局や秘書課でもそれぞれ出しているという形だったら、定量的な評価にはなじみやすからね。我々の懇談会でも細かい定性的な評価をするのは無理でしょうから、質の問題ではなくて、少なくとも、法務省ではビデオをこれだけ作っているとか、パンフレットをこれだけ作っているとかとなると、かなり宣伝効果があるわけでしょう。そういうものを表にするような形で改定案を策定していただけないかというのが委員の御意見なんですよ。

寺尾委員：それも、実際やろうとすると大変だと思いますので、今すぐでなくてもよろしいかもしれませんが、例えば、一回、数を数えるようなことをすると、それでルートができますよね。数を把握した後、それでは、次の年度に質はどうかとまた評価してみるというように、全部一度にやらなくても将来的にだんだんよくしていけばよろしいのではないかと思うのですが。

藤本座長：もともとこの問題を提起された田辺委員はどうですか。

田辺委員：お金がない世界では情報というのは大切な政策手段となってくるので、ここで、法務省全体として何が効果的で何が効果的でないのか、長期的に把握していくというのはやはり必要ですね。それは、やはりルートを作っておいた方がよいと思います。各局だけでやっているのだったら無理ですけども、広報活動の政策目標は、法制度に関する国民の理解が増すか否かということが最終目標ですので、そこは、やはり、法務省の官房のほうで縦割りを若干打破する形で情報を収集しておいた方が後々の為にもいいのではないかと思えます。

北村官房参事官：もともと、ここでは、原局にまたがったことを網羅しているのではなく、あくまでも、秘書課の広報室で法務省全体の広報をどうしているかがテーマになっています。それから、広報資料の発行については、13年度の政策評価では、何種類をどれだけ配布したということ判断材料として掲げ、評価を実施しました。報告書の16ページになりますが、「広報用資料の配布数は平成12年度比で約36%増」などと記載している部分です。しかし、これが評価になっているのだろうかということがあって、改定をしようと思ったのですが、今日いただいた御意見も踏まえて、

改定の方向性についても、再度検討させていただきたいと思います。

藤本座長：それでは、今の点は検討課題ということにしまして、「広報活動の推進」でほかに何か御意見はございますか。

立石委員：数値目標というのは、私は、尺度として大変いいと思いますが、ただ単に数合わせのような、減った、増えたということではなくて、現実にこういうことをやることから得られる国民のニーズが一体何であるか、例えば、ホームページではどういう人がどのページにアクセスしているか、ここから得られるデータをベースに国民が何を欲しているか、何に関心があるかということ把握する、例えば、アクセスログを分析して参考に使っていくというようなことも必要ではないかと思えます。ただ単に数字だけを目標とするのではなくて。

北村官房参事官：どういう人がアクセスをされたかというのを調べるのは相当難しいとは思いますが、少なくとも、どのページに関心があるのかというようなことについては、御指摘のような方法での評価ができないか、検討させていただきたいと思えます。

藤本座長：何かほかに広報活動について御意見ございますか。もしなければ、次に移りまして、2の「法秩序の維持」の(1)から(6)の部分で御意見ございませうでしょうか。

田辺委員：明らかに、現行よりも改定案のほうが良くなっていると思えます。登記と電子認証のところはこれでいいと思えます。(3)の「被害者等通知制度の適切な運用」のところでございますけれども、通知者数とか通知件数だけでは測れないということについては、本人が通知を求めるかどうかという問題がありますので、考慮の余地はあるかと思えますが、他方で、どういうニーズがあるのかということもきちっと調べるとい必要がありますので、できればそういうニーズをどの程度つかんだのかというようなところを入れておいた方が、むしろここでやっている活動に資するようなものがでてくるのではないかというのが、1点目です。2点目は、(4)の「検察広報の積極的推進」のところですが、法秩序の維持の中で、検察庁が果たしている役割というのは非常に見えづらくかつ評価しづらいというのはあるのですが、検察庁の仕事で政策評価の対象に入っているのは「検察広報の積極的推進」だけになっておりますので、検察庁がやっている重要な仕事というのはそれなのかといわれるとちょっと厳しいのかなという感じを受けます。3点目は、(7)の「更生保護活動の推進」の基本目標1の達成目標1「保護観察処遇の充実強化を図る」というところで、例えば、処遇類型等について記載されているわけですが、それをどういうふうに評価に入れ込むのかというのがちょっと分からないですね。施策の実施状況ということよりも、むしろ、観察処遇などの類型に合わせてうまくいっているのか、いっていないのか、うまくいっていないから、今、見直しということになっているんだと思うんですけども、そういった点が分かるような目標を入れておいた方がいいのではないかというのが意見です。以上です。

藤本座長：田辺委員の一つ目の意見の(3)の「被害者等通知制度の適切な運用」については、13年度の報告書の34ページに記述がありますが、具体的な御意見をもう一度お願いします。

田辺委員：これは、この中に、通知件数等を書いていますので、実施状況に代えて通知件数等を指標にしたというのは理解できるんですけども、他方で、評価結果4のところの「今後、通知者に提供できる情報や通知方法など、制度の問題点を拾い上げ、改善すべき点があれば検討し、刑事司法の適正かつ円滑な運営に向け、より一層取り組んでいくことが必要」ということの方がむしろ重要ではないかという感じがしまして、ただ通知すればいいというものではなくて、そういうところを盛り込んでいける考え方や指標があれば、この中で工夫をお願いしたいということです。

藤本座長：刑事局、どうですか。

刑 事 局：この点については，13年度報告書に対する御意見の中で実委員からも同種の御意見がございまして，もっともなところがあるのですが，実際にどうやるかというのが難しいというのが正直なところですが，被害者等通知制度は，被害者の方に，取調べをしたときなどに，どういうことを通知してほしいか御希望があればお聞きしたり，被害者の方からこういうことについて教えてほしいと言ってこられたりするのですが，そのときにすべての事象が分かっているわけではなく，例えば，後日，裁判期日が決まったらお知らせするというような形で，普通は，文書で通知しています。したがって，ある意味，間接的にお知らせしているものですから，これを出してほしいとか，あれを出してほしいとか，直接的に被害者の方と接触する機会というのは，ここに書かれているほど多くはないということが実情でございます。私どもは，そういう形よりは，これからも，被害者の方たちと直接接している検察官とか被害者支援員から，被害者の方の話を聞いているときにどういう反応があるのかというような間接的な形で話を聞いていきたいと思っていますので，そういう中で新たなニーズが分かれば，そこに盛り込んで改善していきたいというふうに考えています。

寺尾委員：関係する意見なのですが，これは言葉の問題ではないかと思いますが，「被害者等通知制度の適切な運用」の基本目標の書き方なんですけれども，「被害者を始めとする国民の理解を得るとともに，刑事司法の適正かつ円滑な運営を推進する」というふうになっているんですが，何に対する理解なのかがよく分からないですね。これは，何に対する理解なのでしょう。

刑 事 局：被害者の方にお知らせするのは，被害者に関する事件の取扱い，処理がどうなっているかということです。したがって，直接的には，それによって刑事手続がどう動いているのかということの理解を得ることを目指すということになります。そういったことを通じて，刑事司法に対する信頼を確保するという形で考えております。

寺尾委員：被害者にそういう形で通知をすることが，国民の刑事司法に対する理解を深めるということにつながるという，そういうことでしょうか。これは，刑事司法に対する理解を深めるためにしていることなのでしょう。

おっしゃっていることや制度の内容は分かるんですが，卒然と読んだときに，よく分からない。説明なしでこれが表に出て行くわけですので。そのことと，「被害者等通知制度」という言葉にも若干の違和感を持つんです。「被害者等通知制度」というと，被害者が誰であるのか通知をする制度と理解されなくもないわけです。通知をすることが制度の目的なのか，もう少し上位の観念があって，そのために通知をしますと。つまり，目的は，通知をすること自体ではなくて，通知をすることによって達成される別のものがあって，それが目的であると思うので，その言葉を制度の名称に使った方が，国民の理解も得られると思うのですが。何のために通知をしているのかということについて，法務省が考えていることが，この制度の名称や目標の書き方では，いまひとつ正面に出てきていないというふうに思います。

藤本座長：刑事政策の専門家は，これで分かるのですが，おっしゃるとおりですね。被害者は，今までは刑事司法の蚊帳の外に置かれていた。しかし，被害者は実は重要な刑事司法の担い手なのだという認識が進んできたことが，そもそも，この通知制度の始まりなんです。今のことを参考にしますと，このままでは分かりにくいでしょうから，例えば，基本目標のところは，「被害者等に裁判の情報を通知することによって，国民の理解を得るとともに，刑事司法の円滑な運用を推進する」といえば分かるかもしれませんね。

寺尾委員：今の座長のお言葉によると，法務省から見ると被害者も刑事司法の重要な担い手だという認識になられたということですが，被害者の方は，自分が刑事司法の担い手であるというのではなくて，被害者なのに，そして，事情聴取ということで自分はいろいろと聞かれたのに，裁判がいつどのように行われるかと

ということについて何の知らせもないなんておかしいじゃないかというところから始まったわけですね。もっと言うと、少年事件については、中身については分からないけれど、自分が民事訴訟を起こせば教えてもらえるというように、いずれも、被害者が蚊帳の外に置かれていたことに対する憤りだったわけです。そうすると、「被害者等通知制度」というのは被害者から見た表現ではなくて、法務省から見た表現になっているんだと思います。国民がそれを見たときに、それは何だろうと思うのは、そういうことだと思っただけです。もうちょっと、視点の違いを緩和できるような表現があればよしいんではないかという気がいたします。

藤本座長：ただ、今、「被害者等通知制度」という名前で制度として動いていますので、制度の名前を変えるというよりも、この説明内容を変えるということで対応できると思いますので、それは工夫していただくことにしまして。もともと、国家の代表である検察官が被害者に代わって訴追をして、加害者の方には弁護人がつくという裁判構造になっていますから、そのためにすべてにわたって検察官が被害者の代理をしますから、結果的には被害者がずっと隠れたままであったというのが大きな問題であったわけですね。少なくとも、そういう意味では、被害者の権利というものが認識されてきて、重要な視点になっているということは意識されていると思うんですが。確かに、制度の名前そのものに問題があるという点で、「被害者等通知制度」というのがよく分からないという御意見も分かりますけれども、「被害者等通知制度」は実際に動いていますから、これは今のままにしておいて、基本目標のところの説明を分かるように工夫していただくということでもよろしいでしょうか。今の寺尾委員の御意見を参考に、書き直していただくということで、刑事局にお願いしたいと思います。

寺尾委員：基本目標に「被害者を始めとする国民の刑事司法への理解と信頼を得る・・・」と、刑事司法という言葉を加えられてはいかがでしょうか。お考えいただければと思います。

藤本座長：田辺委員、それでは次の御指摘の点についての問題点を御説明願います。

田辺委員：（４）の「検察広報の積極的推進」ですが、基本目標が「検察に対する国民の理解と信頼を推進する」ということですがけれども、例えば、検察の不祥事などがあったときに、広報の積極的な推進ということを中心として、国民の理解と信頼を推進するということになるのか、むしろ、検察業務自体をきちっとやるということを通じて理解と信頼を推進するという構成にしておいた方がよくて、そうであるならば、達成目標は、単年度に一回の広報活動を実施するというではないのではないのかなというところですね。検察に関しては、特に、政策評価に組み込む組み込まないというそもそも論のところでは難しいというのは分かりますけれども、これでいいのかなという若干の疑問点があります。

藤本座長：刑事局、どうですか。

刑事局：御指摘を正しく理解しているかどうか分かりませんが、これは、そもそも、13年度の計画を立てたときにできる限り数値目標的なものを掲げましょうというのが省内の方針でありましたので、少なくとも各庁で最低1回は広報活動をやるようにしましょうということで目標を立てたわけですね。しかしながら、報告書にも書きましたけれども、現在のところ、かなりの庁でこれを実施していて、それについて、単に1回だったらいいいのかなというような問題意識もございましたので、もう少し中身も兼ね備えた形で実施状況を指標として評価していくという方が望ましいだろうと思ったわけです。それから、もうひとつ田辺委員がおっしゃったように、検察の業務自体が、ある意味で本来業務である捜査・公判ではなくて、広報とか被害者等通知制度だけがあがっているというところに違和感があるというのは、御指摘のとおりだと思いますが、これも、どう検察業務についての政策評価を考えていくのかということも議論したときに、やはり、検察は、起こってしまった犯罪に対してどのように適切に対処してい

くのかということが本来業務でございますので、それで、何件起訴したから良くなったとか、有罪率が何パーセントだから良くなったとか悪くなったとかというのは、評価の対象にするのはなじまないだろうというふうな問題意識もございました。そうではなくて、もう少し政策的な部分で活動しているものを取り上げる方がこういうものにはなじむのではないかと考えた次第でございます。

藤本座長：これに対して、何か御意見ございますか。

六車委員：私も、田辺委員と同じような感想を持ったのですが、検察が広報だけというのはちょっとどうかと思います。聞いた話では、東京地裁の刑事部ですと、今、被告人の3分の1が外国人だそうです。外国人ですので、英語だけでなくいろいろな言葉を使うと思うんですね。そうすると、事務方としては適切に通訳を手当するわけですが、通訳については、警察・検察の段階から手当をする必要があって、いかにスムーズに手当できるかというようなこと、事件を処理する内容ではなくて、そういうような新しい傾向に伴って対応が必要になる事務がうまくいっているか、それが年ごとにどうなっているかということでしたら、検察でも評価の対象として出せるような場面があるような気がしましたので、一言申し上げました。

藤本座長：刑事局、どうですか。

刑事局：突然の御提案でしたので、また検討させていただきたいと思います。通訳人の確保等について、現場で非常に苦労してやっているということはありますので、それをどういう形でまとめられるのかということのを少し考えさせていただきたいと思います。

六車委員：こだわりのつもりはありませんが、一つの現場の場面としてということですが。

藤本座長：これは難しい問題ですね。例えば、ウルドゥー語とかですと、通訳人が少ないということもありますので。警察の通訳人をそのまま検察庁が使うというわけにはいかないところがありますし、裁判でまた通訳人が必要になります。もともと法廷通訳人という制度が日本にはありませんので、難しいところがあるかもしれませんが、是非検討してください。今、問題となっている言語は45カ国語くらいありますが、警察では確か15言語くらいは現場で対応できるようになっていると思います。法廷でも13言語は完全に対応できていると思います。検察ではそのあたりが遅いのではないのでしょうか。そういう点への配慮を将来的な課題としてお願いしたいと思います。そういうものを項目に入れれば、実質的な評価が可能ではないかということですが。そして年々それが改善されていくとなれば、評価対象として、かなり有意義な視点が見られるということですから、刑事局で検討していただければと思います。今の(4)の「検察広報の積極的推進」についてはよろしいでしょうか。

もう一つの田辺委員の御指摘の部分、(7)の「更生保護活動の推進」についての問題点をお願いします。報告書では45ページのところです。

田辺委員：13年度に、例えば、分類処遇や類型別処遇を充実化するとお書きになっているんですけども、これが改善更生の促進につながるということなんだろうと思うんですけども、これを何らかの形で、達成目標であるとか指標の中に反映できないかということですが。

藤本座長：保護局、どうですか。

保護局：保護観察の処遇効果を高めることが改善更生を促進するという観点で、重要です。類型別処遇というのは、保護観察対象者の問題性に依拠して処遇方法を構築する、シンナーや覚せい剤、家庭内暴力、暴走族など、いろいろな問題を持った保護観察対象者がおりますから、それに対して効果的な処遇方法を構築しようというので、それを類型別処遇というわけでございますけれども、現在、その類型が犯罪基本法制に対応して正しく類型化されているかどうかという点で、今、見直し作業をやっておりまして、さらにその類型に応じた処遇方法についてマニュアルがきちんとできているか、マニュアルに即してなされている

かどうかというところで、改定作業を14年度中にやっておりますが、15年度からは、新しい類型別の保護観察処遇が実施できるのではないかというふうに思っているところです。見直し作業をやっているのですが、その効果をどう測定するかということが非常に難しいところです。もともと、保護観察の効果をどう測定するか難しいところがあるのですが、少なくとも処遇方法の見直しをやるということ、政策課題として掲げているところでございます。

藤本座長：一つの方法としては再犯率調査というのがありますよね。それが一つの目安になるのだと思うんですが。それともう一つ、例えば、矯正の分類では、犯罪傾向が進んでいない者がA級で、進んでいる者がB級なのですが、反対に、更生保護では、犯罪傾向が進んでいる者がA分類、そうでない者がB分類となっているものですから、矯正と保護では分類名が違うことから、法律の専門家でない方は混乱を来す場合があると思います。分類の仕方については説明をきちんとしていただくように配慮していただきたいと思います。ほかに何か更生保護のところ、御意見はありますか。

寺尾委員：先ほどの検察のところ、「検察に対する国民の理解と信頼を推進する」という言葉、検察の何に対してなのかということが想像しにくいところで、実施状況を指標としておられますが、何を広報活動の対象としているかという中身については指標は立てられないのですか。この辺は統一してやっておられるのか。各検察庁において効果的な広報活動を実施するというようになっておりますが、どういう事項について報告しておられるのか、数字を出しておられるのか。よく分かりませんが、どういふことをすれば国民の理解と信頼が推進されるのかということも考えていく必要があるのではないかと思いますので、その辺もう少し評価に反映されるような項目の立て方をさせていただかないかというふうに思います。検察に対する国民の理解・信頼というときに、検察活動なのか、検察組織なのか、どの辺のところを考えておられるのか、ちょっとこれだけではよく分からなかったのです。

藤本座長：13年度の報告書の36ページに具体的な説明があがっていると思いますが、刑事局から説明をお願いします。

刑事局：36ページの基本的考え方のところ、ふれていますが、検察の業務に関する広報活動という考え方です。検察庁というのはどういふところか、検察官はどういふことをしているのかということを通じて、刑事司法全体についての理解と信頼を得るようにしたいということが基本的な考え方です。先ほども被害者等通知制度の関係でお話がありましたけれども、どういふものかということ、理解していただけないと、刑事司法に対して無用の批判や誤解を生じる、あるいは、十分機能していないのではないかというような批判になったり、あるいは、刑事裁判で何か必要になった場合に参考人として協力していただけないとか、そういったことにもつながりかねないわけですから、刑事司法も、司法という国の仕組みの重要な一つの部分を担っているわけですから、それについて国民の理解を得るためにはこういった地道な広報活動が大事だろうということで、現在、我々は、相当力を入れているということでございます。

藤本座長：寺尾委員のおっしゃっていた、「検察に対する」というのは「検察の業務に対する」ということでいいんですね。

刑事局：はい。

寺尾委員：「業務」という言葉が適切なのかということがあると思います。「業務」と言うより、検察という仕事の社会的な役割とか意義とかということだと思えますね。「業務」というと、日本語として考えると、もう少し違うもの、ことを言うような気がするのですが。正義とか社会的秩序とか、そういうものが関係してくるのですから、それを「業務」と言わない方がむしろいいのではないかと思います。

藤本座長：行政ですから、我々は一般的に検察業務と言いますね。

秘書課長：寺尾委員のおっしゃっていることは、大きなことを考えていると思います。検察の在り方とか、役割とか。一方で、検察の個々の末端の仕事を通じて知ってもらおうというのもあるだろうと思うんですね。そういう意味で、それを一言で「検察」と言っているということですので、ここでは、業務なのか役割なのかということと言わなくても良いのではないかと思います。検察とは何なのだろうという素朴なところから、社会の中で検察の果たしている役割や、それを通じて、法秩序とはなんだろうということをお子たちに考えさせるというようにいろんなものが混ざっているんだと思います。末端ではこういう仕事もしているんだなという面もあるでしょう。そういう意味では、このままでもいいのではないかなと思います。

藤本座長：寺尾委員は「業務」に抵抗があるということですから、「検察」としておけば、意見は反映されることになると思います。これはあくまでも政策評価の対象ですから、原則として業務が対象になると思いますが、「業務」と言わない方が広いかもしれませんね。

寺尾委員：「業務」という言葉は入れない方が良いと思います。

藤本座長：実施状況に関してはよろしいですか。それでは、(7)の「更生保護活動の推進」について追加で御意見はありますか。なければ、田辺委員が出された御指摘の3点はこれでクリアになったと思います。もう時間がありませんが、2の「法秩序の維持」までのところで、ほかに何かございますか。

それでは、残っている3ページの3の「国民の権利擁護」から6ページまでのところは次回にまわすことにしまして、今回は、これと併せて、来年度以降の政策評価を実施する対象とすべき政策の範囲について考えてきていただいて、そのことについても御自由な御意見をお伺いするということにしたいと思えます。これが第3回の課題目標ということになります。

予定の時間が参りましたので、本日はこのあたりまでとさせていただきます。次回の日程等について事務局から説明をお願いします。

北村官房参事官：今回は、3月12日午後2時からを予定していますので、よろしくお願いいたします。今日の御意見を踏まえ、評価対象の施策の順序の問題も含め、平成14年度の実施計画の改定案と来年度の実施計画、3か年の計画であります基本計画の改定案も含めまして、お示しさせていただきます。さらに御意見を伺わせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

藤本座長：それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。皆様どうもありがとうございました。

【以上】